

NPO法人 医薬品ライフタイムマネジメントセンター  
Social Responsibility 倫理協議会 規程

第1条（設置） NPO法人 医薬品ライフタイムマネジメントセンター（以下、「当センター」という）倫理綱領第9条2項の規程に基づき、当センターに Social Responsibility 倫理協議会（以下、「協議会」という）をおく。

第2条（業務） 協議会は、当センターが定める倫理綱領の遵守を担保するために、公正性、中立性、公益性、非営利性、利益相反、秘密保持、プライバシーの尊重、知的所有権の保護などの観点から、当センターの活動に関して審査を行い、倫理の判定を行う。

第3条（構成員） 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
  - (2) センター長以外の理事 一名
  - (3) 当センターに所属しない者 二名以上
2. 委員の任命または委嘱は理事長が行う。
  3. 協議会に議長をおき、委員の互選により選出する。
  4. 委員の任期は2年とする。ただし、第一項第一号および第二号の委員については、それぞれセンター長または理事でなくなったときは委員を辞し、新たにそれぞれセンター長または理事の一名を委員として補充する。その際の任期は前任者の残任期間とする。

第4条（会議） 協議会は、議長が招集する。

2. 議長は、必要がある認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

第5条（審査対象） 協議会は、次の各号に掲げる当センターの活動について審査を行い、倫理綱領に抵触するか否かの判定をください。

- (1) 営利企業または個人からの委託または請負を受けて行う事業
- (2) 営利企業または個人と共同で行う事業

- (3) 個人又は団体に対する寄附（研究の助成を含む）
  - (4) 個人又は団体が行う広報・宣伝に対する協力または協賛
  - (5) その他、理事会が定める活動
2. 協議会は、理事から求めがあった場合には、前項各号に該当しない当センターの特定の活動についても、倫理綱領に抵触するか否かについて審査を行い、その意見を理事会に具申する。

第6条（議事）協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2. 委員は協議会の審査に付議される事項につき、書面もしくは電磁的方法によりあらかじめ表決することができる。この場合、当該委員は議決において出席者とみなす。

第7条（守秘義務）委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。また、委員を辞した後も同様である。

第8条（旅費等の支給）協議会に出席する委員に対しては、必要な旅費を支給することができる。ただし、第6条2項に相当する場合はこの限りではない。

第9条（雑則）この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が協議会に諮って定める。

#### 附則

- (1) 本規程は、平成21年12月10日より施行する。
- (2) 本規程の改定は、理事会の議を経ることを要する。